

住宅破却について

——中世身分に関する覚書——

仲 村 研

I

石母田正氏は名著『中世的世界の形成』のなかで一二世紀初頭の伊賀国黒田荘の畠地に言及し、次のような指摘をされた。すなわち、「畠地が畠地一般を指しているのではなく」「畠地が住居と切離せない杣工の屋敷地に附属した園地^①」であり、東大寺は伊賀国司に対し、「以非国司左右之畠、為杣工住所也」として、畠地が本来国司沙汰権の埒外にあることを主張し、ここから石母田氏は中世領主の所領構成の一要素としての在家にふれ、在家に関して次のよう定義を附与された。

- (一) 在家人は領主の所有である屋敷に住み、それに附属する園地および田地の経営者たること。
- (二) 所従・奴婢のごとく領主に対する直接的な人身的隷属は絶対的でなく、在家に居住するという関係を媒介して領主に結合していること。
- (三) 在家は領主に在家役と称する徭役労働と園地からの生産物を貢納し、所従・奴婢のごとくその労働を全的に所有されるものでないこと。

住宅破却について

以上の三点を集約する在家の特質は「人間と屋敷と園地とが切離せない統一^①」であって、それが在地領主制の基本的要素なることを氏は提示されたのである。かかる石母田氏のすぐれた指摘はそれ以後の中世領主制、とりわけ在地領主制の研究に決定的な影響を与えたことは周知のとおりである。

以後、在地領主制の基礎構造の究明の過程で在家役の成立をめぐる、または畿内と辺境における名と在家との関係とその対比、在家役設定の政治史的意義、在家の定義に対する疑問等が研究者から提示されたが、依然として石母田氏の在家についての見解は不動のままである。

わたくしは以上の研究史を念頭におきながら、従来の成果の上に中世人民の具体的再生産の場である「住居」という観点を導入しつつ在家の問題に接近し、また在家に居住することが中世社会における身分とどう関連するのかを考えてゆきたい。もちろん、中世農民を身分の観点でとらえても実体がそのまま解るわけではないことは承知である。しかし、実体を明らかにするためには視角の移動は時として必要ではあるまいか。

① 石母田正『中世的世界の形成』七三頁

② 同右 七五頁

II

保安二年（一一二二）閏五月、東大寺三綱の陳状は伊賀国在庁官人等の次のような解状^①を引用している。

件在家住人等非本免作人、依令居住公地、代代可勤仕在家役也、而従前司任終之比、所^{不_カシ}従國務也、令遁避国役者、早壞住宅、

可被迫却公地居住矣、

これは東大寺領伊賀国黒田庄の柚工が「随便宜」い公領に出居したさい、当然勤仕すべき在家役Ⅱ国役を遁避したので、在庁としては(イ)彼等柚工の住宅を破壊し、(ロ)公地より追放するというのである。本史料は石母田正氏の「居地主義」、また戸田芳実氏のいわゆる「公郷在家」^⑧が抽出される論拠となっているが、わたくしは(イ)・(ロ)の事実により以上注目したい。すなわち、これらの事実の中世を通じて国衙領・莊園・在地領主制を貫く支配原理として存続するからである。しかし、人民が特定の所領に居住するということが、そのまま在家役勤仕の義務を負うことになるのではなく、その所領において在家役の負担にたえうると領主が認定した場合の、いわゆる「堪百姓」の住宅Ⅱ在家へ負課されるのが在家役である。したがって、在家役の設定には領主の在家に対する個別的な確認が必要である。康和三年(一一〇一)山城国珍皇寺領(寺辺)の堂南従路外、堂西従垣外、堂北従垣外、築垣外の地域に三郎丸等三二家の在家が存在する。^⑨また長承三年(一一三四)山城国淀相模窪領において在家役負課のために二六字を算定しているが、翌保延元年(一一三五)には一字増の二七字が「行成一字」「時道在家参字」というように個別に書上げられている。^⑩保安二年(一一二二)九月伊勢国大國莊流失田畠注進状には、流失在家七字として道房・友行・守次・□末・得重・公元・頼清の名を列記している。^⑪そのほか久安元年(一一四五)讃岐国善通寺曼荼羅寺々領注進状は仲村郷、弘田郷、吉原郷の在家一五字の人名を各々あげているのであり、保元三年(一一五八)五月の山城国安祥寺領寺辺田畠在家檢注帳にも在家二〇字の人名を丹念に書上げている。^⑫

以上、数例をみてわかるように領主が在家数を算定するさい、個別的に在家占有者を確認するのである。この点名田が人名を冠するのと同様である。では在家役を負担する在家とはいかなる在家であるか。その規模と景観を知

ることは非常に困難な問題であるが、二、三の史料によって在家の具体的形態に接近しようと思う。

嘉承二年（一一〇七）閏一〇月、天台山二宮御油所檢校僧頼源の住宅が強盜によって焼却された。その時の子細の一項目に、

私宅并垣内倉并雜物分宅五宇、資財雜具馬牛等焼亡紛失事

とある。もちろん、僧頼源は、「御油所檢校」であるから一二世紀初頭の農民私宅の規模として即断することはさげなければならぬが、次にふれる法隆寺領の田堵高向依重の私宅からいって大名田堵的私宅の規模と考えて差支えない。さて僧頼源の私宅は周囲を廻垣がはしり、いわゆる垣内のなかに私宅、倉、雜物を収納する宅が五宇もあるというのが、子細状からの復原可能な景観であろう。

天治二年（一一二五）山城国山田牧使藤原宗元等が「武勇八十余輩」を引率して隣莊東大寺領賀茂莊に乱入したさい、「百姓住宅廻垣」を切損じている。また宮行所従行貞丸が押作したのは大番舍人良命の「令居住垣内之畠」であつて、これは当代の在家が廻垣Ⅱ垣内を附随することを示すものである。応保元年（一一六一）四月、法隆寺領に居住する田堵高向依重は盗人によって私宅を焼亡せしめられたが、その色目に

五間三面壹屋一字・三間蒼一字・客人料理一字、戸在七具・二石納餅一口・三斗納壺一口・二斗三升納釜四口・三斗納手塙一々・皮籠入物・紬袴二々・綿衣一領・凡絹五疋・荒苧三把・四丈布二端・手筥一口

が記されており、田堵の私宅の規模とその動産の種類を示すものとして注目されよう。「五間三面壹屋一字」という建築様式の表現方法は、間Ⅱ建築物の正面の柱間数と面Ⅱ庇の数を指示するものであるから、間面記法のある住宅は領主の収取対象となるようなものではなく、一般的に当代の支配階級の居住する建築物であつて高向依重の住

宅はむしろ例外だとされている。^⑧しかし人民の私宅が収取対象として在家一字と表現される場合、そこには建築様式をあらわす間面記法で記載されないのは当然であって、実際には高向依重の私宅のごとき規模と様式をもつ住宅は、当代の田堵名主にとって普遍的だと考えてよいであろう。建武元年（一三三四）八月、東寺領若狭国太良荘百姓等は地頭代官脇袋彦太郎の非法を訴えて次のようにいっている。

一為城郷之、百姓等家々片庇壞取之、可誘城郷由、稱被成下御書下之、可壞取之旨、被催促条、未如此^不奉見地頭御代官者也、
と、一四世紀太良荘の百姓の住宅は庇[〓]面のあるものと考えられるのであり、したがって、間面記法で表現される住宅は支配階級に属するという説は厳密ではないということになる。

一二世紀の田堵の私宅そのものを溯元すれば、たとえば貞観十二年（八七〇）の石川朝臣貞子の「家地」に連続してゆくであろう。貞子の「家地」は次のように表現されている。

立物板倉倉宇 三間十居

板敷板屋卷間^{在扇}二具

地四段百八十歩之中<sup>熟地三段
栗林一段</sup>⑨

すなわち、右の「家地」は住宅の周囲に「地」があり、それは熟地（菜地）と栗林から構成され、「家地」所有者の具体的な再生産の場となっていた。かかる「家地」が一二世紀初頭に「垣内」と呼ばれ、また「在家」と称され、領主の収取対象に繰入れられたのである。

垣内は本来的には文字通り垣で囲まれたところの住宅、畠地、果樹・手工業原料となる樹木の総体を指すが、現実には垣はなくともいいのである。中臣祐賢記の文永九年十二月二日条に

住宅破却について

一今日、正預能近・主殿預延秀不參故者、正預之西ニ垣内在之、如菅野、シヘキナシ、件内ニ人死去、其ソハニ正預下人家在之、其ヘタテニ四目ハカリヲ引切之、然而垣ナキアヒタ有穢之由風聞、

とあつて、現実には垣^(主連)四壁はないけれども、正預の私宅の周囲は觀念的に垣があるものと意識されているのであり、私宅の境域に主連をはるごとく、そこは私宅所有者が排他的權利を主張しうる地域である。そしてその垣内には畠に転化する可能性をもつ荒野と下人小屋[㊦]が存在するのである。かかる垣内が石母田正氏の指摘された中世所領を構成する一要素たる在家であり、領主の在家把握が在家役なのである。先にあげた長承三年(一一三四)の淀相模窪領在家所課注文に

合畠柒段余之内

在家廿六宇

所課

地子藁八百余束許

五月昌補^(憑)

七月瓮供爪茄子廿六籠

宇別一籠

歳末節料薪二百六十束

宇別十籠

臨時鮮物毎度隨召

児居屋形船等上下御尻井木津鳥羽殿辺連日隨召

とある。山城国淀の在家が交通の要衝にあるという点で農業を専業とする荘園村落の在家と異なり、戸田芳実氏はこれを人身夫役を中心とする特殊な在家としてとらえている。淀の在家役は垣内畠を檢注し、そのほか宇別の課役と「毎度随召」「連日随召」という領主の恣意的負課からなっている。一二世紀末、寂楽寺領紀伊国阿弋川上荘では在家役の檢注として畠一町八反三〇歩、桑一八九〇本、柿五九八本、栗林三一町七〇歩、漆三二本、在家八五宇をあげ、領主は畠地積、果樹および手工業原料の樹木を正確に把握している。かように在家役はその対象として建築物そのものの規模と直接関係なく、垣内の広さとそこにある特定の樹木の本数に対して負課されるものであり、かかる数量的具体的負課と同時に、淀の在家にみられるごとき「宇別」一律の負課という形態も存在するのである。ただ領主の恣意的的人身課役は記録に残らない場合もあると思われるから、阿弋川荘においてもかかる課役は当然あったと考えてよい。そして国衙領・荘園において在家が在家と認められ領主の支配||保護(勸農)をうけるのは、在家役を領主に対し勤仕することを前提としてであった。

- ① 保安二年閏五月 東大寺三綱陳状案 平安遺文五卷一九二〇号
- ② 戸田芳実「国衙領の名と在家について」(日本史研究会史料研究部編『中世社会の基本構造』所収)
- ③ 康和三年七月五日 山城国珍皇寺所司解平安遺文四卷一四四四号
- ④ 長承三年四月 淀相模窪領在家所課注文案 平安遺文五卷二三〇〇号
- ⑤ 保延元年五月一〇日 淀相模窪領在家并雜事注文 平安遺文五卷二二二二一号
- ⑥ 保安二年九月二三日 伊勢国大国荘流矢田畠注進状 平安遺文五卷一九二三号
- ⑦ 久安元年一二月 讚岐国善通寺曼荼羅寺々領注進状 平安遺文六卷二五六九号
- ⑧ 保元三年五月一〇日 山城国安祥寺領寺辺田畠在家檢注帳案 平安遺文六卷二九二三号

住宅破却について

住宅被却について

六六

- ⑨ 嘉承二年閏一〇月五日 僧頼源解 平安遺文四卷一六七九号
⑩ 天治二年四月二日 東大寺三綱解 平安遺文五卷二〇三五号
⑪ 仁安二年一〇月一〇日 近江国大番舍人僧良命解 平安遺文九卷四八一九号
⑫ 応保元年四月三〇日 高向依重文書焼失状 平安遺文七卷三一七八号
⑬ 伊藤鄭爾『中世住居史』二四頁
⑭ 建武元年八月 若狭国太良莊百姓等申状并起請文 東寺百合文書は一一六号
⑮ 貞觀一二年四月二三日 某郷長解写 平安遺文一卷一六三号
⑯ 垣内のうちに下人・徒類の小屋が存在する例としては、一件犯人藤原行時居住紀伊国伊都〔彼国追捕使坂中重方宅垣内丑寅令住〕〔従者内藏正木屋之由〕（長保元年七月一五日 檢非違使別当宣案 平安遺文二卷三七九号）があげられる。
⑰ 戸田芳実 前掲論文
⑱ 建久四年九月 阿弖川上庄在家畠等檢注状案 又統宝簡集五六卷一一〇九号

III

中世社会における所領の基礎はもちろん名であるが、周知のように名自体は地域により複雑な内容をもち、多様な様相を呈していた。しかし、名が名田畠・山野・在家から構成されていたことは疑う余地はない。そして名主は名田公事を勤仕するとともに、在家役負担が名主を名主たらしめる条件であった。

延慶二年（一一〇九）五月、寂楽寺の支配を離脱し高野山領となつたばかりの紀伊国阿弖川荘において、高野山領として荘園の再編成を意図した預所は、次のような下文を在地に宛てている。

一 在家内田畠山野粟柿等物を、をやの處分といひて別取テ、其在家之公事御綿不勤して去案、きわめたるひか事也、其地田畠

を、た、も、た、ん、と、お、も、へ、ん、物、へ、
在家公事夫役御綿を可勤也、これをつとめすハ、在家ヲたもたん物ニ返付すへし、

一 在家田畠をしちけんニかいとりたらん物へ、在家ニあたる公事夫役御綿を可勤、これをつとめすハ、たもて、あん物ニ返付へし、しちけんならば、かいたらん物ニ半分をわきまへさすへし、いま半分のところへ、ひころ在家役ヲ在家ニ付テつとめさせられハ、わきまうへからず、

一 在家田畠山野ヲかいとりて、阿弋川のならないなといひて、御綿公事ヲ不勤事、きわめたるひか事也、一々沙汰しいたして、その在家ニ付テ、御綿在家役けたいなく勤也、

そしてこの条項が遵守されない場合は、「御使公文ともニ、御庄にハあらすまじき也」と在地の荘官を含めて荘民の荘外追放を強調している。当荘においては田畠山野栗柿等が「在家公事夫役御綿」として領主高野山に把握されており、在家役勤仕が農民的保有の前提条件となっているのである。つまり在家役を恒常的に勤仕する農民こそが、領主支配のための基礎的階層となつていたのであつて、本来的には荘園領主にとつて在家農民の員数の増減とは関係なく、従来規定されてきた数量の在家役が貢上されればよいという固定化した態度を持續させている。かように阿弋川荘においては在家農民、厳密にいえば「在家公事夫役御綿」を勤仕する農民が荘園の基本的構成であつて、彼等こそが荘園領主と現実に敵対するところの荘民身分階層である。

禁裡領丹波国山国荘において、いわゆる名職所有者（職）名主として領主から把握され、また荘において惣荘、つまり名主連合から認定される名主身分の基礎は、基本的には在家一字と用呂田と呼称される田地の一組みを所有する農民であつた。そして在家と用呂田との関係については次の史料が有効である。

奉永代売渡大袖方名式之事

同在家一字内林垣内有

住宅破却について

住宅破却について

六八

合国真名用保式段林垣内ニ有之

在丹波国桑田郡修理御領山国御杣之内云々

東限岸 南限地類際目

四至 西限地類際目 北限地類際目

右件名式之事者、采女部森長溝尻兵衛尉買得之相伝私領也、雖然、依有直用々、現錢拾貳文ニ限未来永代、売渡所明白也、此上者、於後々将来ニ、不可有他妨ケ者也、仍為後日証文状、如件、

証人 大野

寛正六年十月甲申日

新屋三位

売主 采女部 森長

字 津 和 へ

国真名式(名職)の構成が林垣内の在家一字と、在家を囲む垣内のうちにある用侶田(用呂田)式段にあることは明らかである。これをやや詳述すれば、山国荘においては在家一字と二段の用呂田を中核に、京上田および名田二町前後の均等名を保有するものが名主であり、名主身分であるがゆえに山国荘奥山の共同利益が認められ、禁裡に對する鮎供御の代償として山国荘域内大堰川での鮎漁が認められ、かつまた山国荘一ノ宮たる山国神社宮座への出仕が許されているのである。

山国荘のみならず中世所領に関して、在家が名の一部として領主に把握されるのであれ、高野山膝下荘園の場合のように、農民的保有がすべて在家役に凝集する形で土地・人間・在家が統一的に把握されるのであれ、それが中世農民の身分的裏付けであることはいままでもない。檢注帳上での在家役負担者が中世領主にとって所領構成の主

体をなすことは先述したところであるが、莊園領主はかかる農民に根本住人の員数に制限を加えている。保元元年（一一五六）閏九月二三日の官宣旨案^①によれば、住吉社神人には正員神人と掖（脇）神人があり、員数は「有限」とされている。これは住吉社のみならず一二世紀の畿内において国家の保護下にある神社では、この方針が採用されている。近江国葛川では根本住人の在家は五宇に固定していたが、文永年間以降繰返される隣莊伊香立荘との深刻な界相論の過程で、浪人を加えて数十宇に増加した今在家をめぐるトラブルが惹起しており^②、その背景には伊香立、葛川の薪炭生産の問題が潜在しているといえ、本質的には莊園の基本的構成員たる在家の員数が問題の中心であると考えられる。山城国宇治田原荘においても寛元二年（一二四四）に至る間、根本住人は二〇人に限定されている^③。また応永二八年（一四二二）、山城国拝師莊竹田方の百姓達が領主東寺に提出した請文に、

御百姓人数事、拾五人被定置候上者、向後不可異儀申候、

と一五人が署名しており、員数の固定が行なわれている。

このように莊園においては原則的には根本住人の員数を固定化し、その上で莊園経営に欠くべからざる在家役の収取を安定せしめようとしたのである。かかる在家役や諸役を体制的に負課し、負課にたえうる農民に「堪百姓」の固定化は莊園制固有の運動である。しかも在家の固定化には領主の要請と表裏して、莊園村落を構成する共同体成員相互の規制が存在するとはいうまでもない。したがって、莊園村落において在家役を根幹とする諸公事・諸役を負担する在家は、領主によって庇護されると同時に庇護されたる諸権利を村落共同体成員が相互に承認し、莊園村落の内外からこれを脅かす動きに対して防衛するための結合を行なうのである。すなわち、根本在家は結座して存在するのであり、その成立は領主と在家との関係が莊園村落内部の身分関係に転化するところにある。この点

で在家役の成立と座の形成とは不可分の関係にあるといえよう。有名な寛治六年（一〇九二）、山城国八瀬刀称乙丸解^⑥にみられるように、青蓮院領八瀬の里において「主酒肴事六度」の座役を勤仕するところの、いわゆる「座^(ざ)」と号する階層は、秦重行のごとく「座役酒肴之勤」をしないで「座」を論じ企てている連中を疎外している。かように座役の勤仕が里民のうちの特定の身分の指標となっており、彼等はある種の課役を免除されるという特権を領主から承認されているのである。これには明確に中世身分が荘園領主の收取関係——換言すれば荘園制的收取機構に編成されること——のうちに成立していることを示している。

在家役を中核とする課役の荘園村落内における身分への転化について、大変大雑把な考察を試みてきたが、それは惣的結合において一層明確になるであろう。たとえば、明応元年（一四九二）の近江国蒲生郡奥島荘の置文^⑦は次のようにいっている。

一さいけをひぎ、しふやくをはつすともからニをいてハ、ゑい代ち下の人しふに入可からざる事

一さいけをひくについては、いへを出可事

一いゑを出は、やないは惣庄へとる可事

すなわち、在家役を懈怠し共同体規約に違反する者は、「永代地下人衆」と交わることからはずされ、家ないしは「やない」^⑧在家内の動産は惣荘へ没収されるのである。「いへ」・「いゑ」はたんなる建築物としての家ではなく、当荘の場合は山島をも包含するところの在家である。当荘ではすでに永仁六年（一二九六）にも、津田・島岡村人が、共同体規約に違背し「かえりちう」をした者の「やない」を没収する旨を申合せていたのであつて、惣の規約は荘園支配のための慣習法たる荘内より追却、住宅破却を共同体内へ継承しているのである。すなわち、荘

園法が領主の手から村落共同体へ持込まれているのであって、これは荘民身分の確認・維持の主体が村落共同体にあることを示すものである。ここに惣成立の意義の一側面があると思う。しかし、身分は村落共同体成員間の確認のみでは身分たりえないのであり、身分の指標はあくまで荘園支配のうちにあることはいうまでもない。

- ① 延慶二年五月 阿豆川庄預所下文案 又続宝簡集七八卷一三九八号
- ② 拙稿「中世末期の丹波国山国庄」同志社大学人文科学研究所紀要第七号
- ③ 寛正五年一〇月 采女部森長溝尻兵衛尉名主職売券案 野田只夫編『丹波国山国庄史料』四号
- ④ 保元元年閏九月二三日 官宣旨案 平安遺文六卷二八五一〜二八七六号
- ⑤ 文永六年一〇月 伊香立庄官百姓等申状 京大影写本一一六六号
- 正和五年六月 行者置状 同四―二六六号
- 文保二年四月 葛川行者衆議状 同八一五一七号
- ⑥ 中村直勝「荘民の生活(其二)——特に宇治田原荘について」(『荘園の研究』所収)
- ⑦ 応永二八年五月二四日 山城国拜師庄竹田方百姓等請文 東寺百合文書へ一一〇八号
- ⑧ 寛治六年九月三日 山城国八瀬刀称乙犬丸解 平安遺文九卷四六五五号
- ⑨ 明応元年一二月四日 奥嶋置文『滋賀県史』五卷二九〇頁
- ⑩ 永仁六年 津田・島両村人置状『滋賀県史』五卷四九三頁

IV

荘園制の基本的人的構成は根本住人である。したがって荘園制の胎内に在地領主制が成長する場合、在地領主の運動は暴力的に根本住人Ⅱ在家を自己の支配に繰りこむ方向をたどる。河音能平氏が指摘した一二世紀初頭美濃

国西部莊鶉郷においては、在地領主源光国の運動は在家破却↓荒廢↓新らたな在家の設定（在地領主の従類・伴類、浪人の植民）↓在地領主制の成立というコースをとっている。在地領主制、とりわけ鎌倉期地頭領主制固有の運動法則を検討すると、領主は意識的に暴力によって在家を逃亡せしめ、逃亡跡の在家を莊園領主の支配からひき離し自己の所領に「壊取」という方法をとっている。次にあげる記事は地頭領主のかかる意図を如実に示している。

一可令領家地頭等分逃亡百姓在家井田畠等事

右壊取逃亡人在家、引籠其田畠於地頭名田事、百姓之訴状尤有其謂、随又地頭可存公事之由、已以承伏畢、而以逃亡人之屋敷、可為領家進止之旨雖令申、逃亡百姓出来之時、在家有二字者、領家地頭半而招居浪人、互可存公平也、

ここには地頭による逃亡跡名田・在家への非法と、それに対処する領家の方策として在家は地頭・領家が等分して浪人を招居ることがあげられている。正嘉元年（一二五七）阿三川庄における「地頭殿名ニコモル六家」・「助光入道之伴類四家 地頭殿屋敷となりて候」という事態も地頭領主制に一貫する運動法則のあらわれである。右の記事でとくに地頭が逃亡人在家を「壊取」る事実に注目したい。

「壊取」という熟語は一一世紀にすでにあらわれている。すなわち、寛仁三年（一〇九一）馬寮の馬部が殺害されたさい、加害者の妻と牛を馬寮に籠置し、加害者の住宅を壊取ることの当非が検非違使庁で答申されている。また天治二年（一二二五）大式莊田堵秦正友が、先に死亡した義理の舎兄延枝の妻とその息力王丸が不法にも養母の財産を没収したことに對し、「延枝妻隱夜且壊取口宅、兼又所有私財具等、悉運置傍他庄不当之由」を訴えている。文和二年（一二三三）祇園社領で地主に対する地子と高利貸に対する負錢を負う家屋について、次のような興味ある問題が出されている。

祇園社領内負物并地子未進屋事

(中略)地主申云、三ヶ年地子貳貫六百五十文相積之上者、為彼分可壞取件屋云々、

負物主申云、書入彼屋本七貫八百五十文^{利并}可有之、借書有之、為彼分可壞取云々、令沽却彼屋、可配分料足敷、

これは債務者が地子未済、借金返済不能のため、地主・高利貸の債権者が双方とも債務者の家屋を「壞取」ることを主張しているのである。犯科人の場合は罪科の内容によって「檢封」「封納」という処置がとられ、または「彼住所ヲコヲチ取テ、其身ヲハ可擲取」^⑤、荘域外へ追却を強制される。かように「壞取」の内容は中世所領における居住権の否定、財産所有権の否定以外のなものでもない。

有名な建治元年(一二七五)の寂楽寺領紀伊国阿弋川荘上村百姓言上状の一節に

百姓ノサイケイチウ、^(在家一字)地頭取^{壞取}、^(地頭取)チトウトノニコホチトリ候イヌ、

とある。これは当荘の地頭湯浅氏の在地領主制形成の一環として、百姓名を暴力的に奪取するとともに百姓在家を「壞取」っているのであって、これは荘園領主と在家との保護、被保護の関係を切断し、在家を地頭の家父長制的隷屬關係のなかへ編成することを意味する。したがって、在地領主制の運動として在家の「壞取」をみる場合、たんに在家の財産権否定というだけではなく、現実的具体的には農民私宅の動産を没収するとともに、建築物そのものを解体して地頭名を含む自己の所領に再設し、ここに自己の従類・伴類を扶植し、または浪人を誘居して在地領主制のなかに包含するのである。「壞取」が建築物の解体、運取であることは次の史料で明らかになるであろう。長文であるが引用しよう。

檢断屋今日壞之、^先相触目代々幸有阿蘭梨之処、使者出之、社家使成祐寄方朝乘以下專当、宮仕罷向、任例、自棟外者社家方取之、

住宅破却について

自棟後者目代使取之、社家分已車一兩取之後、正目代般若院同宿中般若輔阿闍梨光舜許ヨリ使者来、可進使者之処、不被相待被
壊取之条、無謂者也、其上^{去年七月}百度大路西畑陰陽師屋壊取之条、等分ニ分畢、棟ヲ別事為非儀云々、^{返答云}此段不得其意、為目代々之
間、^{昨日}検封時相触之間、幸有相副使者致其沙汰了、仍今日壞時、又相副彼使者同人令承諾壞了、(後略)

ここでは検断屋の処分について目代側と社家側が棟を境界に前と後とを同時に、しかも等分に「壊取」ることに
し、ささいなトラブルがあったことを記しているが、注目すべきは検断主体が家屋を「壊取」るのに車両を持出し
ているのであって、都市と農村との相違はあるが、「壊取」を以上のように解したい。

以上のように在家の「壊取」を理解するならば、それは中世領主制、とりわけ在地領主制の展開過程での農民の
私宅収奪という問題に新しい意味を吹きこむであろう。

在家を「壊取」られることは領主にとって支配の基礎を崩されるに等しい。したがって、在地領主は所領内の在
家を家父長制的隷属関係にまきこんで居住規制を行なっているのであるが、荘園領主においても在家に対する居住
規制は当然存在する。至徳二年(一二三五)の祇園社禁制^⑧は、

一 壊渡住宅於社領之外事

一 社領内住宅、不相触社家売買事

を規定し、「壊取」の逆が「壊渡」であることを示している。また祇園社は弘安九年(一二八六)社辺の地を「三
門跡被管領之類并山徒社僧神人宮仕以下止住之在所」とし、「雖然号買得相承之地、汗穢不浄之輩令乱住^⑨」むるこ
とを訴えているが、神領、仏法領には宗教的イデオロギーよるところの居住規制がある。つまり「有縁之者」のみ
に領主の関心があり「無縁之者」「無頼之輩」には領主の保護がないばかりか疎外さるべき存在であった。荘園領

主による居住規制は次の史料で一層明らかになるであろう。

請申 東寺八幡宮御領山城国上久世庄紀太郎跡野里名并宗方名主職事

右職者、就余次入道浄円訴、被経御沙汰之処、氏、女代念阿、令居、住他領、依致出作御公事等無沙汰之由、及御沙汰之間、即令建、立、住、宅、於、当、庄、内、訖、仍、為、寺、恩、所、宛、賜、彼、名、田、畠、也、(中略)仍請文之状如件、

文和三年九月五日

橘 氏 女(裏花押)
沙 弥 念 阿(裏花押)

すなわち、名主たるものは原則的に名田の存在する荘園に住宅をもたねばならぬのであって、ここに荘園領主の支配の基礎としての在家と荘民身分との関係をあからさまに示している。

つぎに中世における農民の逃亡について考えてみよう。在家が在家役その他の公事を忌避することは、国衙領・荘園における荘民としての身分を放棄することにはかならない。荘園諸役の忌避は領主から荘域外への追放を強制され、荘民でなくなった彼等は浪人に転落せざるをえない。しかし、国衙領・荘園において基本的身分を構成する在家はみずから浪人化する自由を有していた。それは中世慣習法の一応の集大成たる鎌倉幕府法にみられる。すなわち第四二条に

右諸国住民逃脱之時、其領主等稱逃脱、抑留妻子、奪取資財、所行之企、甚背仁政、若被召決之処、有年貢所当之未済者、可致其償、不然者、早可被糺返損物、但於去留者、宜任民意也、

とある。もちろん、ここでいう領主は御家人ないしは地頭領主であり、幕府は領主の非法を抑制するとともに、領主支配下の在家が経営を放棄して所領外へ移動することの自由を保証している。しかし、在家が領主の居住規制

を破り移動の自由を撰択したとしても、それは彼等を安定的身分から浪人・門人・非人・乞食・勸進・聖等のきわめて不安定な身分に追いやるのであって、浪人化への自由は応々にして現実には死という悲惨な可能性を前提とする。

応永一五年（一四〇八）、高野山領紀伊国志富田荘の在家支配に関し学侶は次のように評定している。

一 公事在家之跡、号庵道場、不可遁課役事、

一 在家校舎之當時分、壞屋欲遁免家役之輩、造意之趣、太以不可然^③、

在家農民は在家役の遁避の方法として様々の手段を講じているが、そのひとつとして在家農民がみずからの家屋を破壊することさえあえて行なっていることを知るのである。しかし、それは領主に対し在家役の減収という結果をもたらすが、在家農民にとっては荘内における自己の生活の基礎を放棄することであり、先述のように、それは行為者にとって時として死にいたる犠牲を要求する。だがかかる犠牲は社会的条件の変化によっておのずから変化せざるをえない。すなわち、とくに鎌倉末期以降における社会的分業の発展は、在家農民の逃亡浪人化を包摂する能力を有するのであって、中世都市の成立と発展は浪人のたんなる乞食化という可能性を救出する方向をとるのである。つまり、逃亡↓浪人のコースを在地領主制の再生産の運動という枠にはめこむ理解の仕方は、社会的分業の発展という観点をぬきにした狭い見解になる。

① 昭和三八年度日本史研究会大会「河音能平氏報告「中世社会成立期の農民問題」、なお同氏報告は日本史研究七一号に掲載されるはずである。

② 続左丞抄第一 承元元年一二月条

- ③ 正嘉元年九月八日 阿弔川上庄在家注進状 又統宝簡集七八卷一三九五号
- ④ 小右記 寛仁三年八月二三日条
- ⑤ 天治二年八月二九日 大和国大式荘田堵泰正友解 平安遺文五卷二〇五一号
- ⑥ 文和二年四月二七日 明法博士中原章世勘文 八坂神社文書下卷二二二七号
- ⑦ 中臣祐賢記 建治四年四月二三日条
- ⑧ 建治元年一〇月二八日 阿弔川庄上村百姓等言上状 又統宝簡集七八卷一四二三号
- ⑨ 八坂神社記録上卷 正平七年九月七日条
- ⑩ 至徳二年七月一三日 祇園社禁制 八坂神社文書下卷二二〇三号
- ⑪ 弘安九年四月 感神院所司等解案 八坂神社記録下卷一二七〇号
- ⑫ 文和三年九月五日 刑部太郎入道念阿請文 東寺百合文書マ三九一六〇号 なお本史料は上島有「南北朝期における畿内の名主」(『中世社会の基本構造』所収)に詳細な説明がある。
- ⑬ 応永一五年一〇月二七日 志富田庄在家支配帳 又統宝簡集五八卷一一六〇号

V

前項で中世における居住とそれを基礎とする荘民身分、および住宅破却の意義についてきわめて大雑把な考察を試みたが、最後に以上の問題をそれ自体に含むところの在家の進展を、中世領主制と村落共同体の視点から素描を行なおうと思う。

先にもふれたが一二世紀中葉の官宣旨は、畿内官大社の神人の濫行を停止すべく発布されたものであるが、その中に神人には員数の制限があるとともに正員神人と掖(脇)神人の存在が確認される。かかる神人は神社の專業的

祭祀集団ではなく、荘園・国衙領の田堵名主で神社と寄人関係をもつもの、あるいは神社領荘園の基本的構成員を指すと考えられるから、正員（根本）と脇という関係は荘園内における身分関係としても異論はないであろう。同じく一二世紀中葉の高野山検校以下在家田支配帳^⑥に

大家十字 秋行 宗房 是時 行貞 延房

検校御房

末弘 近吉 重貞 久富 則貞

小家十字

近吉延永 成友 末時 近吉清松

武元 延安 則友 有忠 秋吉 清原

田伍段之内テアル原三反

ス、田二反

綿式拾両

とあり、高野山独特のいわゆる供僧免家の支配に免家には大家、小家の区別のあることがわかる。しかも小家一〇家のうち「近吉延永」「近吉清松」のごとく大家の名を冠する小家が発見される。これは小家が領主から個別経営の主体として把握されている証左であるが、その経営はいまだ脆弱で不安定であり、それゆえにこそ血縁であれ非血縁であれ、本在家の名を冠するような支配従属関係は大家小家間に介在しななければならないのである。かかる関係が名においては本名と脇名の関係であり、在家においては本家と脇在家の関係である。

一二世紀末から一三世紀末にかけての寂楽寺領阿弋川上荘の在家数は次の表^⑦のごとくである。建久四年と文永一〇年の場合、在家数は畠・栗林の面積、桑・柿・漆の本数とともに記載され、在家本来の把握のされ方を示している。阿弋川荘での在家検注は公文・地頭・御使によって行なわれ、この検注には領家側の公文・御使と地頭領主の

阿豆川上庄在家数表

	本在家	脇在家	眞女	逃亡	計
建久 4 (1193)	55	25	5	12	85
正嘉元 (1257)	38	?	6	5	49+?
文永 10 (1273)	32	55	6	—	93

対立やかけ引きが内在していると推測されるが、ともかく在家を本在家、脇在家、眞女という区別をつけた把握の仕方は、在家役の負担能力に対応してなされたのであり、それが農民の身分設定の基底となったのである。しかし、負担能力は時代の進行とともに変動する。荘園領主の本来的意図はその固定化であるが、阿豆川上庄での建久四年の本在家五五字は文永一〇年三三三三三三に減数しているように、その間には逃亡もあるが本在家の脇在家への転落が考えられる。このような在家数の変動にもかかわらず、在家役の総体をできるだけ固定化せしめ、時としては荘園領主でも在地領主との重層支配の下では弱小在家を積極的に把握せんとする態度をあらわしている。文永一一年(一二七四)阿豆川庄上村草苅注文^⑧に

注進 阿豆川御庄上村との人くさかりの事

合廿四人

十一人てうしきうぶん(定便給分) よわきさいけに候

二人あいニ一人ヲつとめ候

とあるように、弱小在家を合わせて一字とする形、そのほか高野山膝下荘園で多くみられる例では半免二字^{||}標準在家一字、または「三字ハ依為小家、免家一字ニ立畢^⑨」という形で領主は弱小在家を収取対象に繰入れている。

かように農民層内部において在家役の負担能力に応じて身分が設定されるという事実は、現実には荘園村落にお

ける農民の分裂支配であり、したがって荘園村落の共同体は浪人・小百姓を疎外する形で構成されていると考えられるが、階層分解の作用は応々にして共同体の構成を解体し絶えざる再編成を要求するであろう。さらに在地領主の共同体に対する暴力的な破壊はより一層構成員の経済的変動↓身分的変動をもたらすであろう。鎌倉期阿豆川荘における課役負担者数の増加と葛川における浪人の定着による新在家の増加は、荘園村落の具体的様相に大きな変貌を与えるものであった。

応永二年（一三九五）一二月の高野山領相賀荘在家帳^⑥によれば、在家検注に「本」「今」「新」の三種の分類を帳簿で行なっている。これは各各本在家（数二三）、今在家（数二五）、新在家（数三七）を表現するものと考えられる。一四世紀末当荘の場合、本在家に対する今在家、新在家は荘園領主にとって負担能力の差として把握されていないのであって、ただ荘園における在家身分の確定の時期によって「本」「今」「新」が付されているのである。しかし、荘内において「本」「今」「新」にはたんに在家帳から窺えない権利の差があり、たとえば本在家が構成する本座に対する新興在家の結ぶ新座という関係はこれをあらわしている。新座の形成はまさに在家の解体を表現するものであるが、在家の解体とは具体的には垣内の分裂にほかならない。すなわち、同一垣内のうちに数字、ある時には十数字の在家が分立する形も想定されるであろう。

以上、史料を紹介しながら中世における居住の意義と身分との関係を述べてきたが、身分が階級の具体的表現であるとともに社会的分業の表示でもあることは周知のごとくである。したがって、中世村落内の身分に關しても、それは領主として固定化の方向をとり、共同体自体も分裂支配の一翼を荷って保守的な方向をとるのであるが、現実には絶えず変動しているのであって、領主が自己の支配を望むならば変動する現実に対応するところの新らたな身

分設定を志向せざるをえない。とくに畿内においては社会的分業の進化と農民層の絶えざる分解に在家役の負課形態も複雑になってくる。次の史料は年未詳ながら中世末期と推定される近江国菅浦惣村掟法^⑤である。

掟

- 一本家百七十三文之事
- 一かせや八十五文之事
- 一つのや五十文之事
- 一奉行下人老人事
- 一やもめ除之事
- 一後家可惣並事
- 一政所井てう不除事
- 一下司・公文可為如先年事
- 一うつは物除之事
- 一祢宜・神主・神子・こも敷可為如先年事
- 一お多立屋除之事
- 一堂聖・鉢ひらき除之事
- 一道場可為如先年事
- 一所々除、何様之書物雖有是、誓幣於是者、可為惣並事
- 一下司可為如先年事

以上

住宅破却について

これによれば、「かせや」「つのや」「むなはしらや」という建築様式とその規模から、また「やもめ」「後家」というような家族形態から、そのほか村落から疎外されているような勸進聖・乞食の類、荘官という、いわば職掌による基準から課役が決定されているのであって、課役負担に基づく身分構成は複雑そのものであるが、その中核が「本家」であることは明らかである。そしてかかる複雑な身分関係が太閤検地によって決定的に清算されると考えられるのである。

- ① 長寛二年九月 高野山檢校以下在家田畠支配帳 平安遺文七卷三二九五号
- ② 建久四年九月 阿弭川上庄在家畠等檢注状案 又統宝簡集五六卷一一〇九号、正嘉元年九月八日 阿弭川上庄在家注進状 又統宝簡集七八卷一三九五号、文永一〇年六月四日 阿弭川上庄在家檢注目録案 又統宝簡集七八卷一四一七号
- ③ 文永一一年二月七日 阿弭川庄上村草苅注文 又統宝簡集五六卷一一二六号
- ④ 年未詳 官省符上方免家中書 又統宝簡集九一卷一六四二号
- ⑤ 応永二年二月一〇日 相賀庄在家帳 又統宝簡集三卷九号
- ⑥ 年未詳 菅浦惣村掟法 滋賀大学日本經濟文化研究所史料館編『菅浦文書』一四六号